

桶川市学校給食費第3子以降無償化事業実施要綱

(令和7年4月18日教委告示第4号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者等の経済的負担の軽減を図るため、桶川市学校給食費条例施行規則（令和2年桶川市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第11条第1項第2号に規定する教育長が特に必要と認めるときに該当するものとして、市立学校における多子世帯の第3子以降の児童生徒の学校給食費を免除する桶川市学校給食費第3子以降無償化事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 桶川市学校給食費条例（令和2年桶川市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する学校給食費をいう。
- (2) 市立学校 桶川市立小学校設置及び管理条例（昭和42年桶川市条例第16号）に規定する小学校及び桶川市立中学校設置及び管理条例（昭和40年桶川市条例第4号）に規定する中学校をいう。
- (3) 多子世帯 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下単に「子」という。）が3人以上いる世帯で、年長の子から出生の早い順に数えて3番目以降の子に、児童生徒を1人以上含む世帯をいう。
- (4) 児童生徒 市内に住所を有する者であって、市立学校に在籍するものをいう。
- (5) 保護者等 条例第2条第3号に規定する保護者等をいう。

(免除対象児童生徒)

第3条 学校給食費の免除（以下単に「免除」という。）の対象となる児童生徒（以下「免除対象児童生徒」という。）は、保護者等と同一の多

子世帯に属する子のうち、年長の子から出生の早い順に数えて3番目以降の児童生徒とする。

(免除対象者)

第4条 免除を受けることができる者（以下「免除対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する保護者等とする。

- (1) 多子世帯で、免除対象児童生徒を養育していること。
- (2) 多子世帯に属する全ての子と生計を同じくしていること。
- (3) 国又は地方公共団体から学校給食費に係る扶助を受けていないこと。
- (4) 学校給食費に未納がないこと。

(免除期間)

第5条 免除の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 年度の4月1日時点において免除対象児童生徒に該当している児童生徒 当該年度の4月分から翌年3月分まで
- (2) 前号に規定する日以外の日免除対象児童生徒に該当した児童生徒 同日以後に学校給食の提供を開始した日から翌年3月分まで

2 前項の規定にかかわらず、年度毎に教育長が定める日までに次条の規定による申請がなされなかったときは、当該申請があった日以後に学校給食の提供をした日から翌年3月分までを免除の期間とする。

(免除申請)

第6条 保護者等は、この要綱に基づく免除を受けようとするときは、桶川市学校給食費第3子以降無償化事業に関する免除申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(免除決定等)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除の適否を決定したときは、桶川市学校給食費第3子以降無償化事業に関する免除決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした

者に通知するものとする。この場合において、当該申請の内容を確認する必要があるときは、当該申請をした者に対し、資料の提示等を求めることができる。

（状況の変更等）

第 8 条 前条前段の規定により免除の決定を受けた者は、多子世帯等の状況に変更が生じたときは、速やかに桶川市学校給食費第 3 子以降無償化事業に関する免除状況変更届（様式第 3 号）を教育長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第 9 条 教育長は、第 7 条前段の規定による免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、当該免除に該当しなくなった期間に係る学校給食費に相当する額の返還を求めることができる。

（1）免除対象児童生徒又は免除対象者に該当しなくなったとき。

（2）偽りその他不正の手段により免除の決定を受けたと認められるとき。

2 教育長は、前項の規定により免除の決定を取り消したときは、桶川市学校給食費第 3 子以降無償化事業に関する免除取消決定通知書（様式第 4 号）により、当該免除の決定を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年度以後に係る学校給食費について適用する。